

関西電力がこの秋をめどに「再稼働」をめざしていた高浜の原発にストップがかかつた。(びっくりである)

福井地方裁判所に係る物の裁判長がいて原発運転を差し止める「仮処分」を出してしまった。

「原発を動かすな」という通常の本裁判(正式裁判)手続は、ごたぶんにもれず最高裁まで何年間というべらぼうな時間がかかる。そこで(正式裁判の結果を得たないで)「仮の裁判」をやつてもらい、正式裁判の最終結果が最高裁判所で出される前に、とりあえず今、勝訴と同様の状態を認めてもらいたいというのである。

正式裁判が終わるま

各地の裁判所は最高裁の意向、行政側の判断にさからうような判断はまず出さない。

憲法のたてまえでは裁判官は法律と良心のみに従つて判決を出

京、砂川の米軍基地は憲法違反である」という最高裁を仰天させる判決を出した伊達裁判長という傑物がいたが、

今般は最高裁方針に従わず「裁判官としての

世の中の保守的な(我が身大事の)大方の裁判官にとつては常識的な裁判であろう。

「人が放射能の恐怖なしにおだやかに生存できる」という権利と、電気代が高い、低いの問題を並べて論ずるべきではない」

昭和五十四年、「東

裁の仮処分は、「原子力規制委員会の新基準に適合している」とし

しにおだやかに生存できる

原発ストップ

弁護士日記

傑物裁判長がいたもんだ

美和勇夫

安倍総理が(うそか本当かはわからないが)「原発の新規制基準は世界で最も厳しい安全基準」と言えば、最高裁判所は憲法九条の自衛隊解釈と同様、政府の方針に追随する。(最

判決を出したあと名古屋の家庭裁判所にまわされた。

「きみのすばらしい能力をこれからは地方裁判所で生かしてくれ」ではなく、「きみには原子力発電の是非のような大きな問題判断は無理だから、家庭裁判所が時の政府に従えば

尚、私が国家賠償裁判で訴えている多治見の裁判長は名古屋地方裁判所民事第七部ハ係に転勤されました。

参考までに先代多治見支部長、先々代支部長は名古屋高裁に転任されています。

しかしその後の九州電力、鹿児島内原発に対し「再稼働差し止め」を求めた鹿児島地

福井裁判長いわく